

## 医療 DX 推進体制整備加算について

・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用して診療を行っております。

具体的には、

(ア)医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保健医療機関

(イ)マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関

(ウ)電子処方箋の発行及び、電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施している保険医療機関